「重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る安全基準等策定指針(第5版)改定」(案)に対する意見募集の結果一覧

意見募集期間:平成31年4月19日(金)から令和元年5月13日(月)まで 17件

No	箇所	頁	団体名	御意見	御意見に対する考え方	修正有無 (修正後の頁番号)
1	-	-	個人	サイバーセキュリティー対策における構造では、「センサー技術、ネットワーク技術、デバイス技術」から成る「CPS(サイバーフィジカルシステム)」の導入により、「ゼネコン(土木及び建築)、船舶、鉄道、航空機、自動車、産業機器、家電」等が融合される構造と、私は考えます。具体的には、「5G(第5世代)」における「電波規格(エレクトリックウェーブスペック)」及び「通信規格(トランスミッション)」での「回線(サーキット)」の事例が有ります。 (ア) 「通信衛星回線(サテライトシステム)」におけるボート通信での「DFS(ダイナミックフレカンシーセレクション)」の構造。(イ)「電話回線(テレコミュニケーション)」における基地局制御サーバーでの「SIPサーバー(セッションイニテーションプロトコル)」の構造。(ウ)「インターネット回線(ブロードバンド)」におけるISPサーバーでの「DNSサーバー(ドメインネイムシステム)」の構造。(エ)「テレビ回線(ブロードキャスト)」における「通信衛星回線、電話回線、インターネット回線」の構造。具体的には、「情報技術(IT)」及び「人工知能(AI)」の事例が有ります。(オ)クラウドコンピューティングでは、「ピックデーター(BD)」から成る「データベース(DB)」の融合に対し、ハードウェアーにおけるファイアーウォールの導入により、ITネットワークの構造。(カ)エッジコンピューティングでは、Web上での「URL(ユニフォームリソースロケーター)」における「HTTML(ハイバーテキストマークアップラングエッジ)」から成る「HTTP(ハイバーテキストトランスファーブロトコル)」通信での「API(アブリケーションブログラミングインターフェイス)」の融合に対し、ソフトウェアーにおける暗号化での「HTTPS(HTTP over SSL/TLS)」の導入により、AIネットワークの構造。サイバーセキュリティー対策では、マルウェアーに感染した「C&Cサーバー」での「Dos攻撃」及び「DDos攻撃」に対し、「GPS(グローバルボジショニングシステム)」の機能での基準の導入により、「3GPP(GSM方式及びW-CDMA方式)」から成る構造では、「NTP(ネットワークタイムプロトコル)」に対し、ファイアーウォールをルーターとスイッチで、挟み込む様な構造では、「クラウド側(プロバイダー側)←ルーター⇔ファイアーウォール⇔スイッチ→エッジ側(ユーザー側)」の導入が必要と、私は考えます。要約すると、「サイバー空間(情報空間)」では、「SDN/NFV」での「仮想化サーバー(メールサーバー、Webサーバー、FTPサーバー、ファイルサーバー)」の融合により、「中継点(リレーボイント)」から成る「VPN(バーチャルブライベートネットワーク)」に対し、サイバーセキュリティー対策が必要と、私は考えます。「フィジカル空間(物理空間)」では、「AP(アクセスポイント)」に対し、サイバーセキュリティー対策が必要と、私は考えます。「フィジカル空間(物理空間)」では、「AP(アクセスポイント)」に対し、サイバーセキュリティー対策が必要と、私は考えます。「フィジカル空間(物理空間)」では、「AP(アクセスポイント)」に対し、サイバーセキュリティー対策が必要と、私は考えます。「フィジカル空間(物理空間)」では、「AP(アクセスポイント)」に対し、サイバーセキュリティー対策が必要と、私は表表ます。「フィジカル空間・特別では、ストログロトロイン・ファクロトロイン・ファロイン・ファクロトロイン・ファクロトロイン・ファクロトロイン・ファクロトロイン・ファクロトロイン・ファクロトロイン・ファクロトロイン・ファクロトロイン・ファクロトロイン・ファクロトロイン・ファクロトロイン・ファクロトロイン・ファクロトロイン・ファクロトロイン・ファクロトロイン・ファクロトロイン・ファクロイン・ファクロイン・ファクロイン・ファクロイン・ファクロイン・ファクロイン・ファクロイン・ファクロイン・ファクロイン・ファクロイン・ファクロイン・ファクロイン・ファクロイン・ファクロイン・ファクロイン・ファクロイン・ファクロイン・ファクロイン・ファクロイン・ファクロイン・ファクロイン・ファクロイン・ファクロイン・ファクロイン・ファクロイン・ファクロイン・ファクロイン・ファクロイン・ファクロイン・ファクロイン・ファクロイン・ファクロイン・ファクロイン・ファクロイン・ファクロイン・ファクロイン・ファクロイン・ファクロイン・ファクロイン・ファクロイン・ファクロイン・ファクロイン・ファクロイン・ファクロイン・ファクロイン・ファクロイン・ファクロイン・ファクロイン・ファクロイン・ファクロイン・ファクロイン・ファクロイン・ファクロイン・ファクロイン・ファクロイン・ファクロイン・ファクロイン・ファクロイン・ファ	本改定案 1 5ページの「(キ)通信のセキュリティ」において「●ネットワークセキュリ	修正なし
2 П.	4.1.3.(2)(イ)	12	株式会社ブランコ・ジャ パン	セキュリティー対策が必要と、私は考えます。 ●データ管理 システムのリスク評価に応じてデータの適切な保護や保管場所の考慮をはじめとした望ましいデータ管理を行う。 コメント)使用済みデータの取り扱い(復元不可能な消去)についても指針を提示されたらいかがでしょうか?	貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。 本改定案12ページの「●情報分類と取扱い」(「●データ管理」の項の直前の項)において、消去を含めたライフサイクルや機密性の観点を踏まえた情報の取扱いについて記載をしております。 また、今回、「●データ管理」においては、上記の観点も踏まえ、「望ましいデータ管理」が行われることを期待しております。	
3 П.	4.1.3.(2)(イ)	12	個人	12ページ 4.1.3(2)(イ)●データ管理 「望ましいデータ管理を行う。」とあるが、他の個所は「適切に(な)データ管理〜」となっており、「適切なデータ管理を行う。」の方がよいのではない か。 何をもって適切とするかについては、38ページ【別紙4】対策項目の具定例の参照先 の 「データ管理」の参照先として、「システム管理基準」(平成30年4 月20日)V.4.データ管理を追加してはどうか。	貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。 「サイバーセキュリティ戦略」23ページの「②安全基準等の改善・浸透」の中の記載と平 仄を合わせ、「望ましいデータ管理」としております。	修正なし
4 П.	4.1.4.(3)	18	個人		貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。 ご指摘の箇所の記載順については、本改定案で紹介しているPDCAサイクルの順に記載しております。	修正なし
5	-	_	株式会社コンカー	■意見1 「重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る安全基準等策定指針」改定案が、必ずしも海外データセンターの利用を制限するものではないことを明記頂きたい。 (理由) 2019年初の特定の新聞社による「本改定により政府が国内データセンター利用を義務付ける」との報道により、海外データセンターの利用を逡巡する利用企業が多く存在するため。	貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。 海外データセンターの利用は、分野や重要インフラ事業者ごとのシステムのリスク評価に応じるものであり、本改定案で一律に制限するものではありません。	修正なし
6	-	-	株式会社コンカー	■意見2 海外のクラウドサービスを利用する場合、現地立入監査の代替手段としてSOC1/SOC2等監査法人による内部統制報告書や、ISO27001、PCI DSS等第三者認証の参照を活用も想定されることを追記頂きたい。 (理由) クラウドサービス事業者においては、セキュリティリスク排除のため第三者の立入を厳しく制限していることが多く、立入監査を実施することが現実的ではないため。	貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。 今回の「●データ管理」においては、分野や重要インフラ事業者ごとのシステムのリスク評価に応じて、どのようなデータ管理が望ましいかを、国内外の法令や評価制度等の存在に留意しつつ、個々に検討いただくことを期待しております。	

7	【別紙 2 】	26	東京急行電鉄株式会社	■別紙2「重要インフラサービスの説明と重要インフラサービス障害の例」について 「鉄道分野」の「左記障害の報告に係る法令、ガイドライン等」に以下を追記「鉄道分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン」 理由) 航空・空港分野と同様に鉄道分野においてもガイドラインが存在するため	貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。 ご意見を踏まえ、別紙2を修正いたします。	25
8			情報処理安全確保支援士会設立準備会	た重要な事柄においては、事業者等の主体的な取り組みだけではなく、情報処理安全確保支援士による支援の必須化、事業者内での必置化等、より積極的な取	貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。 各種資格制度については重要インフラ事業者ごとに有効に活用いただくことを期待しており、本改定案17ページの「4.1.4.「支援」の観点」においても「情報処理安全確保支援士」等の資格取得について記載しております。	修正なし
9	Ⅱ.4.1.3.(2)(オ)	13	電気事業連合会	(意見内容) P13 4.1.3(2)(オ)「物理的及び環境セキュリティ」の項での新規追加条文について以下のとおり意見提出いたします。 ○「災害による障害の発生しにくい設備の設置及び管理」は、重要な取り組み事項であることに異論はありません。しかし、重要インフラ事業者において各種 災害に対する防災・減災対策は、情報システムに対する不正行為等に対するサイバーセキュリティ対策とならぶ重要な B C P 対策であり、サイバーセキュリ ティ対策を主目的にしている本指針内の一部として言及することは不適当ではないでしょうか。	貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。 昨今の自然災害により重要インフラ事業者が被害を受けた事態を踏まえ、サイバー攻撃だけでなく自然災害に起因する重要インフラサービス障害の発生を可能な限り減らすことが重要と考えております。	
10	-	-	ZTEジャパン株式会社	<該当箇所:全体> (意見1) 重要インフラ等における情報セキュリティ確保は重要であり、セキュリティ確保に係る安全基準等を策定するための指針を定めることは必要なことと考える。	貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。 本改定案にご賛同いただけるご意見と承ります。	修正なし

				(意見2)	貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。	
11	II. 4. 【別紙4】	6 38, 40	ZTEジャパン株式会社	本指針(案)が特定の国や企業を想定したものでないことを希望する。 〈該当箇所: 「II. 4. 対策項目」及び「【別紙4】」> 各対策項目の具体例等の参照先を記載した【別紙4】には「外部委託等における情報セキュリティ上のサプライチェーン・リスク対応のための仕様策定手引書」が参照されており、同手引書「1.1 本書の目的」中の【参考1】には米下院情報特別委員会が中国通信機器企業「華為技術」及び「中興通訊」の製品を国家安全保障上の脅威を理由に利用しないよう勧告したことが記載されている。	本改定案は、特定の企業や機器、あるいは特定の国を想定したものではありません。	修正なし
12	II. 4. 【別紙4】	6 38, 40	ZTEジャパン株式会社	(意見3) 上記は、重要インフラ事業者等に「華為技術」及び「中興通訊」(弊社中国本社)の製品への情報セキュリティ上の懸念を連想させる可能性がある。重要インフラ事業者等がそのような懸念を連想した場合、弊社等はビジネス機会を失うことにもなりかねない。本年4月10日、5G用周波数が割り当てられ、現在は5Gビジネス上非常に重要な時期であり、弊社等がビジネス機会を失うことがないよう配慮を求めたい。	貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。 本改定案は、特定の企業や機器、あるいは特定の国を想定したものではありません。	修正なし
13	_	_	ZTEジャパン株式会社	(意見4) 重要インフラ等のセキュリティ対策が安全基準等として策定・公表されることはサプライヤ等にとっても必要かつ十分なセキュリティ対策を施したシステムを 効率的に開発する上で望ましい。 なお、弊社は昨今の情報セキュリティ上のサプライチェーン・リスクに対する懸念を払しょくするため次のような施策を自ら計画あるいは実施している。 (1) グローバルにオープンラボを構築し、お客様及び第三者機関に対して関連製品のソースコード検閲、セキュリティ試験、テクニカルドキュメントレビュー等ができる環境提供を進めている。2019年末までに中国、ベルギー、イタリア及び日本で展開完了の予定である。 (2) 社内にサイバーセキュリティ専門の委員会及び管理下の組織を更に強化し、外部セキュリティ監査機関、米国政府監査機関と密な連携を図りながら、強固な製品安全性を保障している。 (3) グローバル通信キャリア様と関連製品のサイバーセキュリティ検証試験を進めており、ヨーロッパを含め一部の国・地域では既に製品の安全性が確認されている。今後はさらに広く展開する予定である。	貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。 本改定案にご賛同いただけるご意見と承ります。	修正なし
14	耳.4.1.3.(2)(オ)	13		■災害による障害の発生しにくい設備の設置及び管理 設備の設計だけでなくアプリケーション環境においても耐障害性を統合することは、より優れた耐障害性システムを構築することの一部です。パブリッククラウドサービスの利用を評価する場合は、物理インフラストラクチャ施設ではなく、アプリケーションシステムレベルで障害許容度を考慮する必要があります。複数のアベイラビリティゾーンiiiおよび/またはリージョンでのデータとアプリケーションの複製および負荷分散サービス機能を利用してアプリケーションシステムのアーキテクチャを設計することにより、アプリケーションの局所障害に対する回復力が高まります。このアプローチにより、クラウドシステムは災害に耐え、アプリケーションサービスの設計に関する要求事項に沿って稼働し続けることができるようになります。データを日本国外のクラウドリージョンでホスティングする必要がある場合は、クラウドユーザーが引き続きデータのプライバシー、機密性、および完全性を完全に制御できるように、暗号化を使用することができます。	貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。 今後の検討の参考にさせていただきます。	修正なし
15	II .4.1.3.(2)(イ)	12	アマゾン ウェブ サービス	■データ管理 クラウドサービスを利用することで、可用性を維持しながら日本国外のリージョンであっても安全にデータを管理することが可能です。パブリッククラウド サービスを利用することで、クラウドによって実現されるインフラストラクチャの回復力を活用したアプリケーションシステムのアーキテクチャを設計することが可能になります。 複数のアベイラビリティゾーンやリージョンでのデータのホスティングや、アプリケーションの複製、負荷分散サービスなどの機能はすべて、アプリケーションシステムおよびデータの可用性を最大化します。データを日本国外のクラウドリージョンでホスティングする必要がある場合は、クラウドユーザーが引き続きデータのプライバシー、機密性、および完全性を完全に制御できるように、暗号化を使用することができます。	貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。 今後の検討の参考にさせていただきます。	修正なし
16	II .4.1.3.(2)(イ)	12	石油連盟	P12 「(イ) 資産の管理」中の用語の定義について 上記項目において、類似の事項に係る表記の違いがみられる。 「●資産に対する責任」では「情報」及び「データ」の両方の表記がみられる一方で、「●情報分類と取扱い」では「情報」との表記のみが、「●データ管理」では項目名にある通り「データ」との表記のみがある。 この二者の違いを明確化していただきたい。 「情報」は電子化されコンピュータシステム上で取り扱われていないものも含まれ、他方「データ」は電子化されコンピュータシステムで取り扱われているものとも思料される。(前者の方がより広い定義) これが正しい場合、「●情報分類と取扱い」では「情報」の取り扱い全般に要求事項が記載され、「●データ管理」では「データ」に限っている理由も明確化していただきたい。	貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。 国際規格では「データ」は「情報」の一部であり、以下の内容とされています。 情報:事実,事象,事物,過程,着想などの対象物に関して知り得たことであって,概念を含み,一定の文脈中で特定の意味をもつもの。 データ:情報の表現であって,伝達,解釈又は処理に適するように形式化され,再度情報として解釈できるもの。 この違いを踏まえ、「●データ管理」として、様々なデータの活用のために円滑なデータ流通が重要である中、国際的な規制等の動向も踏まえた望ましいデータ管理の在り方の検討が必要なことを考慮した安全基準の改定対応等がなされることを期待し、今般改定を行うものです。	- 修正なし -

			また「●情報分類と取扱い」では取り扱いの例としてライフサイクルを踏まえて「(情報の)作成、入手、利用、保存、運搬、送信、提供、消去といった」と	貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。	
			例示されているのに対して、「●データ管理」では「(データの)保管場所の考慮」との表記がある。		
			前者の各取扱い例との関係上、後者の「保管」はどのように定義されるのか、特に「保存との違い」を明確化していただきたい。	「●データ管理」では、重要インフラ事業者ごとに必要なデータを必要なタイミングで利活	
17 耳.4.1.3.(2)(イ)	12	石油連盟		用することを想定し、「保管」としています。	修正なし
				一方、「●情報分類と取扱い」では、「利用」「保存」とを分けて、情報を利用するケース	
				や、各種規定等により保存するケース等を想定し、記載しています。	

※コメント欄は、各提出者からいただいた御意見を原文のまま掲載しています。